

様式第1号

埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）公告

令和3年度PC周辺機器等調達業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県住宅供給公社会計規程第80条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和3年9月13日

埼玉県住宅供給公社
理事長 石川 幸彦

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	令和3年度 PC周辺機器等調達業務
(2) 業務箇所	さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号
(3) 契約期間	ア 機器設定・設置 契約締結日から令和4年1月15日 イ 機器保守 機器運用開始日から5年間
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 概要	ア 目的 PC周辺機器の調達。 イ 内容 PC周辺機器調達業務仕様書を参照。 ウ 仕様等 PC周辺機器調達業務仕様書による。
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領（※）に基づき、資料の提出、届出及び入札を書面により行う。 ※埼玉県住宅供給公社ホームページ内「入札要領等」に掲載。
4 仕様書等	仕様書等は、埼玉県住宅供給公社ホームページ内「一般競争入札公告」の「仕様書等」に掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出場所及び期間	入札参加を希望するものは、次に示す提出場所及び期間内に競争参加資格確認申請書（※）を持参または郵送により提出すること。 ※埼玉県住宅供給公社ホームページ内「入札要領等」に掲載。 (1) 公社に持参する場合 提出期間は、下記のとおり。 (2) 郵送の場合 下記の提出期間内に必着するよう送付し、到着確認を必ず行ってください。 ※郵便事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。 期間 令和3年9月14日（火）から令和3年9月27日（月）まで （ただし土曜、日曜、祝日を除く） 時間 9時00分 から 17時00分 まで （ただし、12時00分から13時00分を除く） 場所 埼玉県住宅供給公社 経営企画部 経営企画室 財務課 （さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号）
6 仕様書等に関する質問	仕様書等に関する質問は、次に示す期間及び方法によること。 期間 令和3年9月16日（木） 9時00分から15時00分まで

	方法 埼玉県住宅供給公社 経営企画部 経営企画室 経営企画課あて 電子メールにより指定様式で提出すること (提出先は、公告末尾に記載)	
7 質疑に対する回答	日時 令和3年9月22日(水) 15時00分	
	<p>質疑に対する回答は、質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を埼玉県住宅供給公社ホームページで公表する。</p> <p>入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページ上に掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p>	
8 入札場所及び日時	場所 埼玉県住宅供給公社 4階 401会議室 (さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号)	
	日時 令和3年9月28日(火) 10時30分	
	※なお、変更する場合は埼玉県住宅供給公社ホームページ上で案内する。	
9 入札に参加できる者の形態	単体企業	
10 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 資格者名簿への登録	申請業務 [業務分類(大)]	01:0A機器・用品
	希望業務 [業務分類(小)]	ソフトウェア
	令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上に示す業務で掲載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」エただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。	
(2) 所在地	資格者名簿の所在地区分が管轄内又は準管轄内であること。	
(3) 業務を行うための資格	・10 (1) (4) に該当すること	
(4) 格付	業種	販売
	格付	A
(5) 実績	契約の締結日にかかわらず平成23年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(埼玉県が出資する指定出資法人を含む。)との業務委託契約により、上に示す業務を埼玉県内において履行した実績を有すること。	
(6) 配置予定の技術者	-	
(7) その他の参加資格	<p>ア 埼玉県住宅供給公社会計規程第79条第1項及び第2項の資格を具備する者であること。</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>ウ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p>	

	カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
11 入札参加資格の有無の確認	埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領に基づき、落札候補者の決定後に入札参加資格の有無を確認する。
12 最低制限価格	設定しない。
13 入札保証金	免除する。
14 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>ただし、契約者がその必要がないと認める場合においては、その保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県住宅供給公社を債権者とする履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
15 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。
16 業務説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 競争参加資格確認申請書を收受された者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1人であるときも、入札を執行する。</p>
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	<p>ア 初度入札時に、入札金額積算内訳書を入札書に添付すること。</p> <p>イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。

	イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	本件入札は、埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 同額の入札	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために室・部長（支所所長）が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がした入札 カ 談合その他不正行為があったと認められる入札 キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札 ケ 入札者の押印のないもの コ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの サ 押印された印影が明らかでないもの シ 入札に参加する資格のない者がした入札 ス 指定様式以外での入札 セ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの ソ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの タ 他人の代理を兼ねた者がしたもの チ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの ツ その他公告に示す事項に反した者がした入札
18 その他	(1) 埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領を熟知の上、入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。 (4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、仕様書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (6) 契約期間中に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2の措置要綱の欄の第1号、第3号イ、第4号イ又は第5号に該当し、入札参加停止の措置を受けたときは、契約を解除することができる。 この場合、この契約の解除による損害の賠償請求はすることがで

	<p>きない。</p> <p>(7) 落札者との契約は、埼玉県住宅供給公社委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。</p> <p>なお、契約約款は埼玉県住宅供給公社のホームページに掲載している。</p>
<p>19 この公告に関する問合せ先</p>	<p>埼玉県住宅供給公社 さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号</p> <p>入札方法・契約に関すること 経営企画部 経営企画室 財務課 担当：松倉・田端・土師 電話：048-829-2862</p> <p>業務内容・仕様に関すること 経営企画部 経営企画室 経営企画課 担当：加藤 電話：048-829-2865 FAX：048-824-3786 MAIL：kikaku@saijk.or.jp</p>